

秋田県内就職者向け奨学金返還助成

令和2年度に

県内就職される方の
募集を令和2年4月
から開始します!

3年間で

最大60万円

助成!

ポイント

- (1) ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」、
②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」の2種類を用意!!
- (2) 募集人数の制限がありません!要件を満たす方は、全て助成対象です!!
- (3) 正規雇用の方に限りません!また、中途退学された方も対象です!!
- (4) 新卒者の方はもちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です!!

注意

次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。

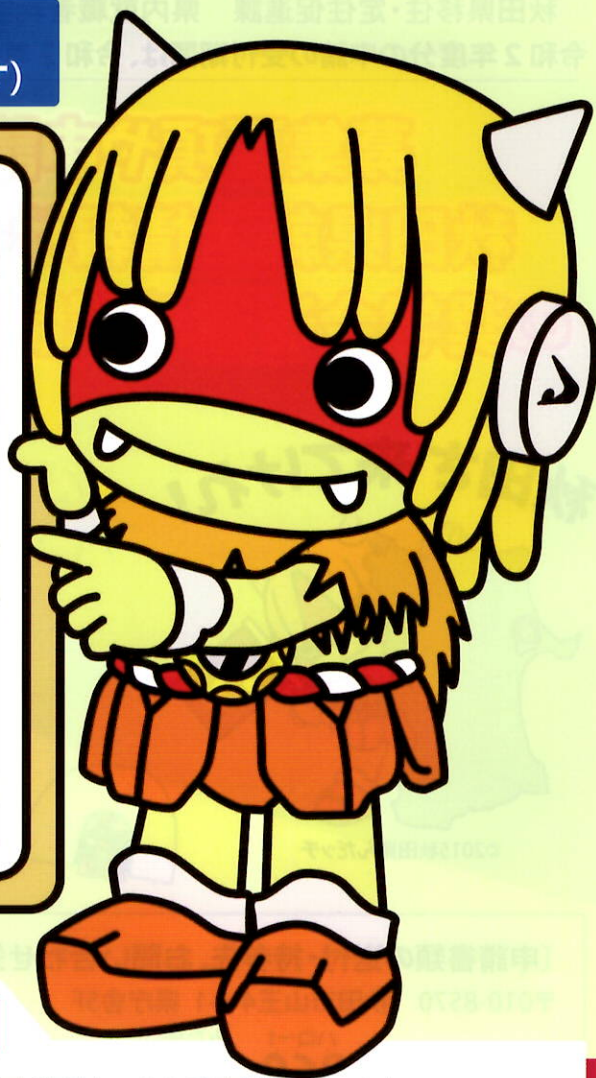
- (1) 平成30年度以前に、県内就職した方
- (2) 助成対象となる奨学金の貸与期間が、2年未満の方
- (3) 公務員、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人等に正規雇用されている方
- (4) 秋田県外に本社がある企業等に雇用されている方で、主要な勤務地が秋田県内となっていない方(いわゆる「転勤族」の方)

1 助成を受ける要件

(次に掲げる、全ての要件を満たす必要があります)

(令和2年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1) 日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2) 秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け、専修学校月額】 (3) 県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	令和2年4月1日以降に、県内居住していること(既卒者は注1を参照)
3 秋田県内で就労していること	令和2年4月1日以降、次のア～ウのいずれかに該当すること(既卒者は注2を参照) ア) 県内に本社がある企業等に雇用されていること イ) 県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ) 県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること



既卒者(主に県外からの転入者)の場合の要件

注1) 平成31年4月1日以降、秋田県外から県内に転入する、一定の県外居住実績がある方などが対象となります。

注2) 平成31年4月1日以降、就労の要件を満たす場合などに対象となります。

※既卒者の詳しい要件等は、電話等でお問い合わせ下さい。

2 「一般分(助成率2/3)」の助成 【「1」の要件を満たす方は、全て対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「1 助成を受ける要件」を満たす方	年返還額の2/3	13万3千円(年額)	①奨学金貸与期間が3年を超える場合:3年間(36か月分) ②同2年以上3年以下の場合:2年間(24か月分)

3 「未来創生分(助成率10/10)」の助成 【「特定業種」認定企業等に就職する、大卒者等が対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「一般分」の対象者で、「特定5業種(①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー)」について認定を受けた企業等に就職する、次のア)~ウ)のいずれかに該当する方	年返還額の10/10	20万円(年額)	一般分と同じ

- ア) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方
- イ) 外国語(英語・韓国語・中国語・ロシア語)について、一定の資格等を有する大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方
- ウ) 「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方

4 応募について

秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当あて、郵送または持参により提出してください。
令和2年度分の申請の受付期間は、令和2年4月1日から令和3年2月20日までです。

**募集要項や申請に必要な書類については
秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)！」
の奨学金返還助成制度特設ページからご覧ください!**

秋田さ来てけれ!



©2015秋田県んだッチ



秋田で暮らそう、働こう!

KocchAke!

秋田県就活情報サイト

こっちゃけ!



〔申請書類の送付・持参先、お問い合わせ先〕

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁舎5F

ハロー! みな来い!

TEL 018-860-3751 FAX 018-860-3871 MAIL iju@pref.akita.lg.jp

移住・定住促進課 奨学金返還助成担当 (受付時間 平日:午前8時30分~午後5時15分)